

苫小牧市議会議場貸出要領

(趣旨)

- 1 この要領は、苫小牧市議会議場の貸出について必要な事項を定める。

(貸出施設)

- 2 貸出施設は、本会議場とする。

(使用時間及び休日)

- 3 貸出施設の使用時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、使用時間及び休日を変更し、貸出することができる。

(1) 使用時間 午前9時から午後5時まで

(2) 休日 ①1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

②土曜日、日曜日及び祝日

(貸出対象者)

- 4 貸出施設は、市及び教育委員会が、主催若しくは共催又は後援する事業に貸出することとする。ただし議長が特に認めるときはこの限りでない。

(使用の受付)

- 5 貸出施設の使用許可を受けようとする者は、使用許可申請書（第1号様式）を議長に提出しなければならない。

(使用の許可)

- 6 議長は、使用許可申請書を受理し適当と認めたときは、使用許可書（第2号様式）を交付する。

(使用許可の変更等)

- 7 貸出施設が、議会の用務に使用する必要があるときは、その使用日時を変更又は取り消しすることができる。

(遵守事項)

- 8 使用者及び入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 予約した使用目的以外の目的で使用しないこと。

(2) 転貸しないこと。

(3) 入場料等の徴収など営利を目的とした使用をしないこと。

(4) 掲示物を無断で持ち出ししないこと。

(5) 火気及び電飾等の機材は使用しないこと。

(6) 危険物を持ち込まないこと。

(7) 飲食及び喫煙をしないこと。

(8) 予約した使用時間を超過しないこと。

(9) その他貸出施設の使用について議会事務局職員の指示に従うこと。

(原状回復の義務)

- 9 使用者は、貸出施設の使用を終了したときは、速やかに原状に回復しなければならない。
ただし、議長の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害の賠償)

- 10 使用者は、故意又は重大な過失により施設、附属設備、器具等を滅失、き損、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

- 11 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月19日改正)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月16日改正)

この要領は、平成29年3月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月26日改正)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月7日改正)

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

第1号様式

使用許可申請書

年 月 日

苫小牧市議会議長 様

申請者 住 所

氏 名

本会議場の使用許可を受けたいので下記のとおり申請します。

使 用 年 月 日	年 月 日	
使 用 時 間	午前 ・ 午後 時 分 から 午前 ・ 午後 時 分 まで	
使 用 目 的		
使 用 予 定 人 数	人	
使 用 責 任 者	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	
備 考		

第2号様式

使用許可書

年 月 日

申請者 様

苫小牧市議会議長



年 月 日付で使用許可申請のあった本会議場の使用について、
下記のとおり許可します。

使用年月日	年 月 日
使用時間	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
使用目的	
使用予定人数	人

【遵守事項】

使用者及び入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 予約した使用目的以外の目的で使用しないこと。
- (2) 転貸しないこと。
- (3) 入場料等の徴収など営利を目的とした使用をしないこと。
- (4) 掲示物を無断で持ち出ししないこと。
- (5) 火気及び電飾等の機材は使用しないこと
- (6) 危険物を持ち込まないこと。
- (7) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (8) 予約した使用時間を超過しないこと。
- (9) その他貸出施設の使用について議会事務局職員の指示に従うこと。